

令和 4 年度 公立高島病院医療事故の公表について

公立高島病院長

公立高島病院医療事故公表基準（平成 20 年 1 月より運用）に基づく、令和 4 年度に発生した公表すべき医療事故は次のとおりである。

1. 一括公表

区分	件数	代表事例	改善策
レベル 3b	1 件	人工透析中抜針事例 透析治療開始まもなく、警報が鳴ったため患者の元に行き声掛けすると「大丈夫、何ともない」と返答あり。掛物をめくり穿刺部を確認すると左上肢、バスタオル、シーツに血液が多量に染み出ているのを発見する。ショック症状（冷汗、顔面蒼白等）があったため、すぐ応援を要請し処置（酸素、補液）対応。シャントが閉塞（元々シャント閉塞気味で経皮的血管形成術の予定であった）したため、左鼠径部より緊急用カテーテル挿入し透析再開。透析後は血圧低下なく終了。透析当日に当院に入院し、後日他院転送し手術（シャント造設術）となる。	<ul style="list-style-type: none"> ・血液回路の固定方法を検討より強固な固定方法として、シルキーテックスの使用など ・回路固定に可能な限りΩ固定を行う。 ・定期的な緊急対応のシミュレーションを行い、アクシデントや災害に備える。 ・アラームが鳴った場合の対応を再周知。（多忙であった場合でも必ず穿刺部確認を行う） ・1 部（午前）と 2 部（午後）の入替時にインターバルを設ける等の検討。 ・針の材質の変更 針のチューブ部分をシリコン製から塩ビ製に変更。

2. 個別公表

レベル 4、レベル 5 について、該当事例はありません。

【備考】

※患者への影響の大きさに応じて、医療事故レベルを以下のとおり分類する。

区分	内容
レベル 3b	濃厚な処置や治療を要した
レベル 4	永続的な傷害や後遺症が残存 (有意な機能障害や美容上の問題は伴わない場合、伴う場合の両方を含む)
レベル 5	事故により死亡した事例 ※原疾患の自然経過によるものを除く

※原則、以下の基準で公表する。

- 1) レベル 3b に相当する医療事故は、一括公表する。
- 2) レベル 4～5 に相当する医療事故は、原則として個別公表する。